

「審査事務規程」(平成14年7月1日検査法人規程第11号)改正新旧対照表

平成15年4月1日施行

新	旧
<p>第2章 自動車の審査(事務関係)</p> <p>2-9 (街頭検査等) <u>街頭検査及び整備命令に係る審査にあつては、この規程の定めるところによるほか、別添4「街頭検査等実施要領」により実施するものとする。</u></p> <p>第3章 自動車の審査(技術関係その1)</p> <p>3-1 (不適切な補修等) <u>次の各号に掲げる補修等を行った自動車は、保安基準に適合しないものとする。</u></p> <p>(1) <u>灯火器の破損、亀裂等が粘着テープ類により補修されているもの</u></p> <p>(2) <u>各種ダストブーツ類の破損、亀裂等が針金類又は粘着テープ類により補修されているもの</u></p> <p>(3) <u>灯光の色の基準に適合させるため、灯火器の表面に貼付したフィルム等がカラーマジック、スプレー等で着色されているもの</u></p> <p>(4) <u>空き缶、金属箔、金属テープ又は非金属材料を用いて排気管の開口方向が変更されているもの</u></p> <p>(5) <u>排気管に空き缶、軍手、布類等の異物が詰められているもの</u></p> <p>(6) <u>走行装置の回転部分付近の車体(フェンダー等)にベルト類、ホース類、粘着テープ類、紙類、スポンジ類又は発泡スチロールが取り付けられているもの</u></p> <p>(7) <u>保安基準に適合しない灯火器(速度表示装置及び教習用二輪車に備える教習用灯火は除く。)であつて、電球、配線及び灯火器本体(カバー類、粘着テープ類その他の材料により覆われているものを含む。)</u></p>	<p>第2章 自動車の審査(事務関係)</p> <p>2-9 (街頭検査) <u>街頭検査にあつては、この規程の定めるところによるほか、別添4「街頭検査実施要領」により実施するものとする。</u></p> <p>第3章 自動車の審査(技術関係その1)</p>

<p><u>が取り外されていないもの</u></p> <p>(8) <u>番号灯の一部が点灯しないもの</u></p> <p>(9) <u>灯火器、シートベルト、座席後面の緩衝材、後写鏡、窓ガラス、オーバーフェンダー、排気管、座席、ブレーキホース、ブレーキパイプ、ショックアブソーバ、スプリング、タイロッド又は扉が粘着テープ類、ロープ類又は針金類で取り付けられているもの（指定自動車等に備えられたものと同ーの方法で取り付けられたものを除く。）</u></p> <p><u>(10) 操縦装置の識別表示又は最大積載量の表示が貼り付けられた紙又はガムテープに記入されているもの。</u></p> <p><u>3 - 1 の 2（長さ、幅及び高さ）</u></p> <p><u>3 - 1 の 3（最低地上高）</u></p>	<p><u>3 - 1（長さ、幅及び高さ）</u></p> <p><u>3 - 1 の 2（最低地上高）</u></p>
--	--

別表1 審査の実施方法

検査の種別	審査の実施方法
新規検査及び予備検査	(略)
継続検査	<p>一 構造に関する審査(その一)</p> <p>次に掲げる事項が当該自動車検査証の記載事項と同一であるかどうかを視認<u>その他適切な方法</u>により審査するものとする。</p> <p>(1) 長さ、幅及び高さ</p> <p>(2) 車両重量及び車両総重量</p> <p>二 構造に関する審査(その二)</p> <p>次に掲げる事項について、視認<u>その他適切な方法</u>により審査するものとする。</p> <p>(1) 最低地上高</p> <p>(2) 最大安定傾斜角度</p> <p>(3) 最小回転半径</p> <p>三 装置に関する審査</p> <p>新規検査及び予備検査に係る審査の実施の方法に準じて審査するものとする。</p> <p>四 限定自動車検査証の提出がある自動車の審査</p> <p>限定自動車検査証の提出がある自動車については、当該限定自動車検査証に記載された保安基準に適合しない部分を整備した場合における当該整備に係る部分について、<u>一、二及び三</u>に掲げる方法により審査するものとする。</p>

別表1 審査の実施方法

検査の種別	審査の実施方法
新規検査及び予備検査	(略)
継続検査	<p>一 構造に関する審査</p> <p>次に掲げる事項が当該自動車検査証の記載事項と同一であるかどうかを視認により審査するものとする。</p> <p>(1) 長さ、幅及び高さ</p> <p>(2) 車両重量及び車両総重量</p> <p>二 装置に関する審査</p> <p>新規検査及び予備検査に係る審査の実施の方法に準じて審査するものとする。</p> <p>三 限定自動車検査証の提出がある自動車の審査</p> <p>限定自動車検査証の提出がある自動車については、当該限定自動車検査証に記載された保安基準に適合しない部分を整備した場合における当該整備に係る部分について、<u>一及び二</u>に掲げる方法により審査するものとする。</p>

別添 4

街頭検査等実施要領

第 2 条（街頭検査の実施計画に係る協議）
（略）

第 3 条（街頭検査の実施体制）
（略）

第 4 条（街頭検査の実施）
1 （略）
2 （略）

第 5 条（整備命令発令時の審査）

- 1 街頭検査又は事務所等構内において、運輸支局等から審査依頼があった場合には、保安基準適合性について審査を行い、その結果を審査結果通知書に記載し、審査依頼元に通知するものとする。
- 2 審査結果通知書の様式については、別表を参考に検査法人事務所の長が定める。

第 6 条（整備確認）

- 1 運輸支局等から整備確認に係る審査依頼があった場合には、自動車検査証と現車との同一性を確認し、整備命令書に記載された保安基準不適合箇所について審査を行うものとする。
- 2 審査を行った結果、整備命令書に記載された保安基準不適合箇所の全てが保安基準に適合している場合には、整備命令書の確認欄に確認印を押印するとともに、確認年月日を記載し、審査依頼元に通知するものとする。
この場合において、確認年月日の記載については、受付日付印又は月

別添 4

街頭検査実施要領

第 2 条（実施計画等に係る協議）
（略）

第 3 条（実施体制）
（略）

第 4 条（実施）
1 （略）
2 （略）

3 運輸支局等に対する審査結果の通知については、検査法人事務所の長が定める書面により行うものとする。

第 5 条（整備確認）

- 1 運輸支局等から整備確認に係る審査依頼があった場合には、自動車検査証と現車との同一性を確認し、整備命令書に記載された保安基準不適合箇所について審査を行うものとする。
- 2 整備確認を行った結果、整備命令書に記載された保安基準不適合箇所の全てが保安基準に適合している場合には、整備命令書の確認欄に確認印を押印することにより、審査依頼元へ審査結果の通知をするものとする。
なお、新たな保安基準不適合箇所が確認された場合には、検査法人事

日の表示された確認印による押印でも差し支えない。

3 審査を行った結果、整備命令書に記載された保安基準不適合箇所の一部が保安基準に適合していない場合には、整備命令書に記載された保安基準不適合箇所のうち、保安基準に適合していることを確認した箇所のみ確認印を押印するとともに、押印した日付を記載し、審査依頼元に通知するものとする。この場合において、押印した日付の記載については、月日の表示された確認印による押印でも差し支えない。

4 審査を行った結果、整備命令書に記載された保安基準不適合箇所以外に保安基準に適合しない箇所を発見した場合には、審査結果通知書に記載し、審査依頼元に通知するものとする。

第7条（緊急時の措置）

- 1 街頭検査を実施する場合には、不測の事態に備えて緊急連絡体制を整備しておくものとする。
- 2 緊急事態が発生した場合には、緊急避難措置を講じたうえで関係者の安全確保を図るものとする。

第8条（街頭検査実施後の業務処理）

街頭検査終了後は、運輸支局等と協力して実施場所の整理等を行うとともに、業務量の集計作業等を行うものとする。

務所の長が定める書面により審査依頼元へ審査結果の通知をするものとする。

第6条（緊急時の措置）

- 1 街頭検査を実施する場合には、不測の事態に備えて緊急連絡体制を整備しておくものとする。
- 2 緊急事態が発生した場合には、緊急避難措置を講じたうえで関係者の安全確保を図るものとする。

第7条（街頭検査実施後の業務処理）

街頭検査終了後は、運輸支局等と協力して実施場所の整理等を行うとともに、業務量の集計作業等を行うものとする。

別表

検査記録票（審査結果通知書）

実施 年 月 日 実施場所

登録番号 (車両番号)		型 式	
		車台番号	

検 査 項 目		不正改造 項目の有無
機器検査 01	排出ガス 04 (CO %、HC ppm) 、黒煙06 その他	
車枠・車体 04	突起物 05 (スポイラー、バンパー)、さし枠 09 回転部分の突出 06 (タイヤ、スピナー) その他	有・無 有・無 有・無
乗車装置 05	シートベルト 10 、ヘッドレスト 11 その他 99	有・無 有・無
保安装置 06	反射器 (前部01、後部02、側方03) 、 後写鏡 13 警音器04 (識別表示、音色) 、 その他 99 窓ガラス 08 (前面 %、運転者席側 %、助手席側 %)	有・無 有・無 有・無
灯火類 07	前照灯 01 (不点灯、色、取付位置、個数、大きさ) 補助前照灯 02 (不点灯、色、取付位置、個数、大きさ) 車幅灯 03 (不点灯、色、取付位置、大きさ) 番号灯 04 (不点灯、色、取付位置、大きさ) 尾灯 05 (不点灯、色、取付位置、大きさ) 制動灯 07 (不点灯、色、取付位置、大きさ) 後退灯 08 (不点灯、色、取付位置、個数、大きさ) 方向指示器 11 (不点灯、点滅回数、色、取付位置、大きさ) その他 99	有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無
操縦装置 09	識別装置 01、ハンドル 03、かじ取りホーク04 その他 99	有・無 有・無
緩衝装置 10	シャシバネ 01 (前・後、切断・機能損失) ショックアブソーバ 09 、エアサスペンション 10 その他 99	有・無 有・無 有・無
走行装置 11	ホイールディスク 01 タイヤ亀裂 12、タイヤ磨耗 14 (前右・左 、後右・左) その他 99	有・無 有・無 有・無

騒音・排ガス対策装置 14	騒音防止装置 01 (近接排気騒音 デシベル) 消音器 02 (取り外し、穴あけ)、(腐食等による脱落、穴) 排気管 03 (開口方向不良)、(腐食等による損傷、穴) 排出ガス発散防止装置 04 (取り外し：触媒、EGR、O2センサ、ブローパ、イ、キャスタ、エアポンプ) その他 99	有・無 有・無 有・無 有・無 有・無
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車検査証不携帯 ・有効期間切れ運行 ・自動車登録番号標 (又は車両番号) 取付なし 	
整備命令・警告等	無し・整備命令書交付・警告書交付・口頭警告・警察への報告	

<p>別添 5</p> <p style="text-align: center;">業務量統計システム報告要領</p> <p>第 5 号様式 (四輪) 別紙 1</p> <p>第 5 号様式 (二輪) 別紙 2</p> <p>第 1 0 号様式 別紙 3</p> <p>附 則 (平成 15 年 3 月 28 日検査法人規程第 64 号)</p> <p><u>この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。</u></p> <p><u>ただし、3 - 1 の規定については、この改正規定にかかわらず、平成 15 年 4 月 30 日までは、なお従前の例による。</u></p>	<p>別添 5</p> <p style="text-align: center;">業務量統計システム報告要領</p> <p>第 5 号様式 (四輪) 別紙 1</p> <p>第 5 号様式 (二輪) 別紙 2</p> <p>第 1 0 号様式 別紙 3</p>
---	---